

無線局免許申請書等の様式変更のお知らせ

総務省は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に係る外資規制の実効性を確保するため、無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）について、申請書及び添付書類等の様式等を令和 3 年 12 月 10 日から変更しました。

今回の無線局免許手続規則の一部改正により、電波法第 5 条の欠格事由に該当するか否かの項目を細分化したことから、次のとおり申請様式を変更しております。

1 改正する主な様式

- ・別表第一号（無線局免許（再免許）申請書の様式）
 - ・別表第五号（無線局の免許承継申請書（届出書）の様式）
 - ・別表第五号の二（認定計画の承継申請書（届出書）の様式）
- この他、基幹放送局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式（別表第二号第 1、別表第二号第 5）、特定基地局の開設計画に係る様式（別表第八号、別表第八号の二）についても改正があります。

2 外資規制の対象の無線局、対象外の無線局について

- ・外資規制の対象となる無線局（法 5 条第 2 項各号に該当しないもの）船舶局、海岸局、航空機局、航空局、基幹放送局等
- ・外資規制の対象外の無線局（法 5 条 2 項各号に該当するもの）実験試験無線局、アマチュア局、固定局、基地局、陸上移動局、簡易無線局、電気通信業務を行う局等

3 施行後の申請について

- ・外資規制の対象となる無線局
新様式を使用してください。また、申請に際しては、外国性の有無に関し議決権の数等を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付してください。
- ・外資規制の対象外の無線局
施行の日から 1 年間、旧様式を使用することができます。ただし、新様式にあわせた修補をお願いします。

4 その他

- ・新様式は、以下の北海道総合通信局ホームページからダウンロードできます。
 - (1) アマチュア局については、「北海道総合通信局アマチュア無線相談室」から。
URL:<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/Ama/mokuji.htm>
 - (2) 陸上関係無線局についてはこちらから。
URL:<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/tetuzuki/index.htm>
 - (3) 海上関係無線局についてはこちらから（特例様式）。
URL:<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/tetuzuki/marine.html>
- ・電子申請の場合は備考欄に欠格事由の該当事項について記載してください。（電子申請・届出システム Web サイトの「お知らせ <https://www.denpa.soumu.go.jp/public/news/index.html>」（令和 3 年 12 月 1 日付）に申告の記載例等を掲載しておりますのでご確認ください。）
- ・新様式は総務省電波利用ホームページからもダウンロードできます、
URL:<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/>